

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に關する法律の公布

第八十二臨時議會の協贊を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に關する法律は、昭和十八年六月二十二日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

二關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十三號)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲ス爲」ヲ加ヘ「二十三億九千四百七十萬圓」ヲ「二十四億千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年<sup>三月二十</sup>九月<sup>十日</sup>公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買収ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十四號)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>公布</sup>法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>「又ハ補給金」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>公布</sup>法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>抄錄

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生産ヲ

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府特別會計ニ繰入ルルコトヲ得

食糧増産に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧増産の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應すべき全國各方面の勞力動員方策に關聯し、特に青少年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれたが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

通牒要旨

- 一、勞力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力をなさしむることとし、これらの地元團體よりの要請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、これに協力せしむること
- 二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農場を食糧増産に集中して經營せしむるのほか、つとめて學校外の食糧増産に關する勤勞協力作業をもつてこれにあてしむることと措置すること
- 三、農村地域における國民學校高等科および初等科高學年兒童については農繁期において地元市町村農會の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せしむること